

独立財政機関（IFIs）の活動内容とその評価：改訂版

Activities and Evaluation of Independent Fiscal Institutions (IFIs): Expanded 2nd Edition

上野 宏¹

Ueno, Hiroshi

（一財）統計研究会、（一財）国際開発センター²

Institute of Statistical research, International Development Center of Japan

出典：上野宏（2015b）、「独立財政機関（IFIs）の活動内容とその評価：改訂版」、日本評価学会『日本評価学会春季第12回全国大会発表要旨収録』pp. 111-8、pp. 8、2015年5月30日。

但しこの小論は、上記出典にこのカバーシートを加えてある。

Authorship: Ueno, Hiroshi (2015b), “Activities and Evaluation of Independent Fiscal Institutions (IFIs): Expanded 2nd Edition,” in Japan Evaluation Society, *Proceedings: The 12th Annual Spring-Conference of the Japan Evaluation Society*, May 30, 2015.

版權：本小論は、以下の条件を満たす限り、引用・コピー・配布など自由に利用して構わない。

条件：本小論を利用する場合は、必ず上記出典を引用すること。引用なき場合は、利用してはならない。

Copy right: You may freely quote, copy or distribute this article as far as you cite the above mentioned authorship. Otherwise, you are not allowed to use this article in any form.

<要約>

近年、先進諸国で設置が進んでいる独立財政機関（IFIs）の中で代表的であると考えられている8カ国・8機関を取り上げ、（1）それらはどのような機関なのか、（2）どのような活動を行っているのかを明らかにし、比較検討した。そのうえで、“IFIsが成功するための諸条件”を評価基準として、（3）これら8機関を評価し、どの機関が最も成功する可能性が高い機関であるかを明らかにした。

<キーワード> 公的財政危機、独立財政機関(IFIs)、予算案分析、事前分析、独立性

¹ 連絡先：〒487-0017 愛知県春日井市高座台 2-2-1-101-1007, EM: htueno@nifty.com

² それぞれ研究フェロー、研究顧問。

独立財政機関（IFIs）の活動内容とその評価：改訂版

Activities and Evaluation of Independent Fiscal Institutions (IFIs): Expanded 2nd Edition

上野 宏³

Ueno, Hiroshi

(一財) 統計研究会、(一財) 国際開発センター⁴

Institute of Statistical research, International Development Center of Japan

<要約>

近年、先進諸国で設置が進んでいる独立財政機関（IFIs）の中で代表的であると考えられている8カ国・8機関を取り上げ、(1) それらはどのような機関なのか、(2) どのような活動を行っているのかを明らかにし、比較検討した。そのうえで、“IF I が成功するための諸条件”を評価基準として、(3) これら8機関を評価し、どの機関が最も成功する可能性が高い機関であることを明らかにした。

<キーワード> 公的財政危機、独立財政機関(IFIs)、予算案分析、事前分析、独立性

1. イントロダクション

背景と定義。本小論は、昨年報告上野（2014）が不完全であった為に、それを完成し、また文献資料で新しく入手したものがあるので、それを加えて拡充したものである。従って、タイトルは昨年報告のタイトルに改訂版と付した。昨年の報告書は不完全なので破棄することをお勧めする。さて背景については、1970年代以降、政府財政赤字の増大とその結果である累積公的債務の増大は、先進諸国における最大の問題の一つになりつつある。独立財政機関（IFIs）とは、この問題に対処する為に近年多くの先進国で新設されている、独立な（特に政治、党派、政府に対して独立し影響を受けない）公的機関（組織と制度）であり、主には政府が国会へ提出する予算案を国会審議に先立ち財政持続可能性に関して分析・評価等を行い、その結果を国会に提出し国会の適切な予算審議を支援する機関である。それと同時に、その分析・評価等の報告書はマスメディア・市民へ公開されて透明性を確保し、市民の予算への関心・参加を促進することを目的としている。従って、先進国中最大の公的債務を抱え、かつそれが増大を続けている日本にとって、この機関は重要な役割を担うものがあり、これを日本に導入しようという動きも少しずつ生まれつつある。もしもIF I を日本に導入するのならば、その活動内容をよく理解し、どのような形のIF I が望ましいのかを知る必要がある。

目的。このような背景のもとでこの小論は、既に他の先進国で設立されているIF I sがどのような活動を行っているかを明らかにし、これら既存のIF I sは適切な形態なのかどうかを評価し、どの形態が最も適切なIF Iなのかを明らかにすることを目的としている。そしてこの評価の結果が、日本にIF Iを導入する場合に、どのような形態のIF Iにすべきかを考える上で助けになることを目指している。

内容。既存のIF I s 8機関を取り上げる。先ずそれらの活動内容を比較検討し、次に、重要な条件である独立性と組織体制を比較検討する。最後に、8機関を評価し、どれが最も成功する可能性が高い機関かを明らかにする。

方法。活動内容と独立性・組織体制については、文献とそれら機関のホームページ

³ 連絡先：〒487-0017 愛知県春日井市高座台 2-2-1-101-1007, EM: htueno@nifty.com

⁴ それぞれ研究フェロー、研究顧問。

ージの情報を利用する。評価については、一昨年大会の発表論文（上野 2013）で抽出した“IFIが成功するための諸条件”を利用して8機関を評価する。

1. 既存IFIの活動内容

対象機関。IFI設置は急速に進行しており、2015年でOECD(2015, p.3)は19カ国19機関をリストしている。本小論の対象としては、代表的で先進的であるとされている以下の8カ国を取り上げる：①米国のCongressional Budget Office（CBO、議会予算局1975）、②オランダのCentral Planning Bureau（CPB、1945年に設立されたが、財政持続性に関する機能付託は1986年）、③ベルギーのHigh Council of Finance（HCF1989）、④韓国のNational Assembly Budget Office（NABO2003）、⑤スウェーデンのFiscal Policy Council（FPC2007）、⑥カナダのParliamentary Budget Office（PBO2008）、⑦ハンガリーのFiscal Council（FC2009、しかし2010年に予算を失い有名無実となった）、⑧英国のOffice for Budget Responsibility（2010）。

活動内容。まず、IFIとはどのような活動をしている組織なのか、をここで検討する。それぞれ異なった活動内容を持っているので、8機関を横に並べて類似活動は一つに纏めたいうえで全てを網羅してみると、表1のようになる。8機関の活動を網羅出来れば、大略19機関の活動もその中に含まれるだろうと仮定している。全部で15活動が見つけられ、表の左端にこれらが纏められている。表では、最も必要性が高くかつどの機関でも見られる一般的活動を上におき、順次下へあまり一般的でない活動へ向かって並べてある。

1の“赤字・債務上限法等の財政ルールへの遵守監視”は、もともとIFIsが生まれる原因となった政府の累積債務問題への対処として、最も必要かつ重要な活動である。この活動は当然、遵守させる法律・規制が存在しないと実施できないので、赤字・債務上限法の存在・制定が最も必要である。IFI設立と同時に、このような法律を制定することは、現在では、政府財政問題の解決策の第1の道具として認識されている。

2と3の活動は現状のままなら何が起こるかの予測活動である。財政収入と支出、そしてその背景を成すマクロ経済を通常10年、長期に必要な場合は25年、次第で75年と非常に長期の予想をせねばならない。これは、通常の経済予測がある程度信頼性を保てる限度が3年であるという常識から考えれば、信頼性の低い馬鹿げたほどの長期である。それでも、人口ボーナスや人口重荷（onus）・年金必要額・世代会計・環境費用などの影響を考える為には、このような長期予測が必要となる。勿論、これらの予測の目的は財政を持続可能に持つていくことである。そして、予測された経済・財政状況が望ましいかどうかを、財政が持続可能になるかという視点から評価する。

4～6の活動が、政府が提案する予算案とその後ろにある諸政策および大枠の財政政策が財政と経済にどのような影響を与えるかの予測を行い、その予測結果によって予算案・諸政策案・財政政策案を評価する活動である。これも通常25年最大75年の予測を行う。

7が、政府・議員・委員会等が提言する新規の個別政策案のコスト予測であり、8が立法府からの財政に関わる色々の要請にたいする返答作業である。ここまでが多分、定番活動である。表1でのこれ以下の活動は、定番ではなさそうであるが、重要なものがある。即ち、11“市民への情報公開と透明性”を維持する活動と、12“政府・行政・立法府の財政活動の透明性の監査・評価”は当然定番に入るべき重要な活動である。しかし、どうも現状では定番に入っていないようである。

表1 既存IFIの活動内容 1/

活動内容 ↓ 2/ 略名 →	米国		オランダ		ベルギー		韓国		スウェーデン		カナダ		ハンガリー		英国	
	議会予算局 CBO	中央計画局 CPB	高等財政評議会 HCF	国民会議予算局 NABO 4/	財政政策評議会 FPC	国会予算局 PBO	財政評議会 FC	予算責任局 OBR								
1. 法令順守の監視、特に赤字・債務上限法等の財務ルールへの順守監視 (compliance to fiscal rules)	○	○	○	不明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2. マクロ経済の予測と評価、予測期間(macroeconomic forecasting) 3/	○	○	×	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○
3. 財政収入と支出の予測と評価、予測期間	○	○		○		○		○			○					
4. 政府予算案の独立した分析、分析期間	○	○		○		○		○			○					
5. 予算赤字と政府債務の持続可能性の審査、審査期間 (evaluation of fiscal sustainability)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6. 財政政策の事前審査(ex-ante evaluation of fiscal policy)	○	○		不明		○		○								
7. 個別政策(予算プログラム)提言の財政費用の予測 (costing of policy proposals)	○	○		○		○		○			○					
8. 立法府からの要請への対応	○	○		不明		○		○			○					
9. 特定重要支出プログラム(例えば米国のヘルスケア・プログラム)の分析	○	○		不明		○		○			○					
10. 助言・提言(normative recommendations)	×	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	×	×	×
11. 市民への情報公開と透明性	○	○		○		○		○			○					
12. 財政の透明性の評価 (by IFI)	×	×	×	不明		×		×			×					
13. 財政の中・長期目的が上位のより基本的な目的(戦略)と一致しているかどうかのチェック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
14. 財政以外の項目(例えば雇用・経済成長・所得分配・気候変動など)の分析・評価	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
15. 政党の選挙綱領の経済・財政への影響予測	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

注
1/ 情報出典: 別な出典明示が無い限り、OECD(2015); 評価は○: 活動を行っている。×: 活動を行っていない。
2/ 出典: 活動内容の分類は主に上野(2013, 表1)。○×(は主にCalmfors and Wren-Lewis(2011 p.24, Table2)。これらに他の文献を加味して筆者が判断している。
3/ ○: IFIが独自予測。△: 独自予測は行わず、政府の予測とそのモデルの分析・評価のみを行う。×: 行わない。
4/ 出典: 別な出典の明示が無い限り、出典はIMF(2013b, pp.24-30)又はOECD(2011b)。
5/ Hemming and Joyce(2013)。

2. 既存 I F I s の独立性と組織体制

独立性担保のメカニズム。独立財政機関という名称からも類推できるように、I F I s が必ず保持せねばならず、その存在理由 (raison d'être) に関わる最も重要な特性が“独立性”である。即ち I F I s は、政府・政党・議員・行政・マスメディア・国会などあらゆる組織・団体の影響を受けずに独立して、上記の活動を行わねばならない。何故なら、I F I s の目的が、今まで政府がやると言いながら出来なかったあるいはやらなかった、財政再建をする為の情報を提供することが目的だからである。評価は予測情報によって為される。その予測が政府・政党等の影響を受けて歪められたならば、I F I s の情報は信頼を失い、その存在理由が壊される。対象 8 機関において、この独立性がどのようにして担保されているのか、そのメカニズムはどうなっているのか、に関わる特性を検討してみた。その結果が、表 2 である。

独立性。メカニズムの第 1 は、I F I の“所属先”である。当然、どこにも所属せず完全独立の組織であれば最高のはずである。しかし、それを実現したのは対象機関の内ハンガリーの F C だけであり、この F C は現在殆ど活動していないか、消滅している。何故か？財源である。ハンガリーの F C は、法的に独立性を得て、徹底して政府予算を分析・批判した。その結果、政権交代の後、新政権により殆ど完全に予算を削減され、職員 1 人しかいない状態にされたと言われる。即ち、理想状態の制度があっても、制度の中で動く政党というコンテクストへの適応 (3 節で検討する) を失敗すると、存続できなくなる、という現実がある。そこで財源を確保し独立性も確保する現実的な選択肢は、政府に所属するか立法府に所属するか、ということになる。実際には、政府に所属する I F I s の数が一番多く、次が立法府所属、完全独立、会計検査院所属、中銀所属の順となる (上野 2013)。対象 8 機関では、政府所属 4、立法府 3、独立 1 の順になっている。“党派との関係”は当然、非党派でなければならぬが、非党派性を明言していない機関もある。この場合、その機関の独立性に疑問符がつく。“財務省・中央銀行との関係”は当然、これらからの財源は確保したい、しかし独立性も確保したいという I F I s の矛盾を示している。I F I s にとって望ましい状態は、財源は保証されているが、口出しは一切されず独立を保てる状態である。この意味での独立を確保しているのは 4 機関、米国 C B O、韓国 N A B O、カナダ P B O、ハンガリー F C、である。残りの 4 機関は全て政府に所属し、かつ政府あるいは行政から何らかの影響を受けている。この視点だけから見れば、独立の 4 機関のみが、3 節での評価で“望ましい I F I”として残れ、他は排除されねばならない。

年間予算とスタッフ人数の大きさから見れば、米国 C B O が圧倒的に大きく、次にオランダ C P B と韓国 N A B O が並び、その次にカナダ P B O と英国 O B R がくる。残りの 3 機関のサイズは非常に小さい。ハンガリー F C の経験が示すように、財源は、独立性の為の重要な必要条件である。この視点からは、米国、オランダ、韓国、カナダ、英国、の機関が“望ましい I F I”の中に入る。

組織体制、特に I F I s のトップ・マネジメントの人事権即ち任命権は、I F I s の独立性にとって非常に重要である。一番独立性が保たれた任命制をもつ機関はスウェーデン F P C、韓国 N A B O、とカナダ P B O である。次に妥当な任命メカニズムを持つ機関は米国 C B O と英国 O B R である。残り 3 機関の任命メカニズムは、政府・行政の介入を可能にするメカニズムと思われ、独立性に危惧が持たれる。

スタッフ人数は、I F I s の強さを表し、又一方で、政府・政党からの I F I への強いコミットメント (第 3 節での“I F I s が成功する為の第 1 条件”) を顕す。人数は米国 C B O が一番多く 246 人、次がオランダ C P B 117 人と韓国 N A B O 116 人、次がベルギー 38 人とハンガリー 37 人、カナダ 17 人と英国 15 人と続く。

表2. 既存IFの独立性と組織体制 1/									
国名	米 国	オランダ	ベルギー	韓 国	スウェーデン	カナダ	ハンガリー	<14Nov15> 英 国	
IF1名	議会予算局	中央計画局	高等財政評議会	国会議予算局	財政政策評議会	国会予算局	財政評議会	予算責任局	
略名	OBO	CPB	HCF	NABO 5/	FPCC	PBO	FC	OBR	
正式名	Congressional Budget Office	Central Planning Bureau	High Council of Finance	National Assembly Budget Office	Fiscal Policy Council	Parliamentary Budget Office	Fiscal Council	Office for Budget Responsibility	
政治制度/設立年 2/	大統領制 1975	議院内閣制 1945(1986)	議院内閣制 1989	大統領制 2003	議院内閣制 2007	議院内閣制 2008	大統領制 2009	議院内閣制 2010	
独立性との関係	立法府	政府	政府	立法府	政府(財務省)	立法府(国会図書館)	独立	政府。但し立法府が監督。非党派	
所属先又は上位機関(Principal) 3/	非党派	経済関係省 (Ministry of Economic Affairs)	HCF内の公的部門	非党派	財務省にたいし信	非党派	独立	非党派	
党派との関係	独立	の一部局。財政政策に関する年次報告書の提出前に、政府と正式に合議を持つ必要がある。	資金借入れ部がIF機能を担当。財務大臣がHCFの議長。HCFスタッフは財務省から出向。独立性は弱い。	独立	任結果責任がある政府機関。独立。しかし、評議会の仕事の適切さに関して、しばしば財務省と“対話”が行われている。	独立	独立	準独立。暫定的設置段階にあるOBRは、財務省の中にある。財務省の出身者から出向もある。財務大臣は、OBRへ特定分野の報告書の作成を要請できる。	
IFへの予算措置、予算規模/年	実質立法府予算の一部。USD46.8mill(FY2011)	経済関係省予算の一部。EUR13mill(FY2011)	HCF用の予算項目は無い。	国会会議の予算の一部。但し独立した予算項目を持つ。USD13.6mill(2013)	2010:仕事に比し予算が少ないと苦情提出	CAD2.8million	殆どゼロ	GBP1.75million (FY2010)	
組織体制	局長1	理事会(理事長1、理事2、合計3名)	委員長1(財務大臣)、副委員長2	局長1。外部顧問委員会(委員長と4名の委員)が局長へ助言を行う。	8名の評議会	局長1	3名の評議会	3名	
(常勤)トップマネジメントの人数				なし。国民会議議長の自由裁量により決定される。局長は、議長が下階の承認を得て解任できる。慣例として、議長が変わった場合に局長は自ら辞任する。6/	最初3年だけだった。現在は1年。	5年	9年	5年	
の任期	4年	7年	5年	政治的に中立で、公正で、NABOの任務につき専門的知識をもつ人物からなる委員会が推薦し、国民会議議長が任命。	可	1回のみ可	不可	可	
の再任の可否	可	可	可	で、NABOの任務につき専門的知識をもつ人物からなる委員会が推薦し、国民会議議長が任命。	可	国会図書館職員が人選し、3人の候補者を選び、下院のリーダー経由で政府へ提出され、政府が任命。	不可	可	
の任命権	両院の2予算委員会の推薦により、両院の議長が任命。	経済関係省の大臣が任命。	財務大臣・中銀総裁・地方知事の推薦により、政府が任命。	政治的に中立で、公正で、NABOの任務につき専門的知識をもつ人物からなる委員会が推薦し、国民会議議長が任命。	FPCCの提案の後、政府が任命。	国会図書館職員が人選し、3人の候補者を選び、下院のリーダー経由で政府へ提出され、政府が任命。	大統領・中銀総裁・国家監査委員会委員長によって指名された者を、国会が任命。	財務大臣が任命。国会内の財務大臣選定委員会は拒否権を持つ。	
の出身職業	研究者と行政専門家の交代	理事は研究者。今までの理事は、研究者と行政専門家の比が、5:1。	評議会委員:現在までで研究者、行政専門家、財務分析専門家、退職政治家の比率は、23:30:11:7。	外部顧問委員会は、大企業・研究所・政府役人・メディア出身の公共財政と経済の専門家。6/	研究者と退職政治家の比が、3:1。	研究者、行政専門家、財務分析専門家の比率は、5:2:2。	研究者、行政専門家、財務分析専門家の比率は、5:2:2。	研究者3名と、行政専門家2名。	
スタッフの人数4/	246 full time equivalent(2912)	117staff equivalent(2012)	24+事務職12+事務管理職2	116 in 2011	4	17(2014)	37	15	

注

1/ 出典:主にCalmfors and Wren-Lewis(2011,p.26,Table3);次にOECD(2015)

2/ 設立年順に左から並べられている。但し、オランダのCPBは、財政持続性に関する機能付託年である1986年によって並べてある。

3/ 出典:IMF(2013,p.13,Box1)

4/ 出典:NABOとOBRの出典は、OECD(2012a,p.7,Table1)

5/ 出典:別な出典の明示が無い限り、出典はIMF(2013b,pp.24-30)

6/ 出典:OECD(2012)

3. I F I が成功する諸条件による既存 I F I s の評価

ここでは、上野（2013）で作成した“I F I が成功する為の諸条件”を評価基準として利用して、8機関を評価した。結果は表3に示されている。評価は、(1)表1・2のデータ、(2)主にIMF（2013b）・OECD（2013,2014）の文献と関連文献（参考文献参照）を利用して、筆者が判断した。評価は単純に○≡条件が満たされている、△≡○と△の間、×≡条件が満たされていない、という3段階で行った。これ以上細かい評価は多分、無意味であろう。次に、それらにそれぞれに点数1、0、-1を与え、空白のセルには“0”を与えて、単純加算し総合得点を計算した。

結果。評価結果は、米国議会予算局が最も望ましI F I であるという結果となった。次に、カナダ国会予算局・韓国国民会議予算局が続く。これらは全て、立法府に所属するI F I である（表2）。これは、行政府ではなく立法府所属のI F I のほうが望ましいのではないかということを示唆している。これら3機関の中では、米国・韓国が大統領制を採用し、カナダが議院内閣制を採用している。一方で日本は議院内閣制であるから、コンテキスト適応性条件（表3の条件3）から判断すれば、日本へはカナダ型が良いのかもしれない。日本へのI F I 導入に関しては、今後の更なる検討が必要であろう。

たぶん、総合点による評価よりも個別機関を詳しく評価する事の方が、どの型のI F I が望ましいI F I かについて、より豊かな示唆を与えてくれると思われる。これは、表3からは出てこないが、表3での評価判断を行う過程で、見えてくる。ここで簡単にレビューしてみよう。米国CBOは一番歴史があり、年間予算・スタッフ人員数も最大であり（表2）、殆どの評価条件で○となっている。条件1のみは△であり、理由はI F I へのコミットメントはあるが、財政持続可能性へのコミットメントが低いためである。これを除き良好な評価であることは、CBOが発表する経済・財政予測と、政府政策が経済・財政に及ぼす影響予測（10~75年）が他のどの機関の予測より米国で信用されている事実で裏付けられる。カナダPBOは、つい7年前に設立されたものだが、やはりマスメディア・研究者の間での評判が高まっている。韓国NABOは、米国CBOからの大幅な支援のもとに設立され、オランダと並んで2番目に大きな年間予算とスタッフ人員を擁している。但し表2にあるように、国民議会議長が交代したときにNABOの局長が自発的に辞任するという慣例があることが、NABOの独立性に関して疑念を生む。これら3機関の次にランクされる機関の中で、ユニークなのがオランダCPBである。制度としては望ましくない点が多いにもかかわらず、I F I 研究者の間で評判が良く、市民に信用されている。

ここで、1点だけ指摘しておく。1節の分析の結果、必要な独立メカニズムを持った機関は、米国CBO、カナダPBO、韓国NABO、ハンガリーFCだけであった。この点から、上記3機関が表3から望ましい機関として抽出された事は正当化される。

問題点。しかしこの評価には、以下のような色々な問題点がある。(1)表3を見れば判るように、評価の為の適切なデータ・文献が見つからない事が一因で、評価が為されていないセル（ますめ）が沢山ある。そのため、セルが埋められれば、評価結果が変わることは十分あり得る。(2)表3での○△×判定は、表1・2や文献データを利用して客観的判断を試みた。しかし、明快にデータが判定を示すセルもあるが、半分以上は筆者の恣意的な判定である。少なくとも複数の専門家による判定が為されるべきであろう。(3)表3の点数化方法は単純な方法であり、単に○△×の結果から受ける印象を数値化してみたにすぎない。これが良いという保証はどこにもない。(4)評価基準である“I F I が成功するための諸条件”は、筆者上野（2013）が作成したものの文章表現を判り易く書き直したものである。上野（2013）で色々な専門家や機関の提言を比較検討した結果なので、比較的良い基準であると考えているが、これも客観的に正しいとは言えない。より多くの専門家が基準を検討し合意してくれば、

表3 “IFIが成功するための諸条件”による既存IFIの評価 1/

IF1名→	米国 議会予算 局	オランダ 中央計画 局	ベルギー 高等財政 評議会	韓国 国民会議 予算局	スウェーデン 財政政策 評議会	カナダ 国会予算 局	ハンガリー 財政評議 会	英国 予算責任 局
IF1名→ 略名→	CBO	CPB	HCF	NABO 3/	FPC	PBO 4/	FC	OBR
IF1が成功 するための諸条件 ↓ 2/ 以下、最も重要な2条件								
1. 政府・政党による財政持続可能性・IF1へのコミットメント	△		×	△	△	△		
2. IF1の独立性・非党派性 以下、IF1が設立・存続する為の環境条件	○	×	×	○(表2)	△(表2)	○(表2)	○(表2)	×
3. コンテュクストへのIF1の適応性	○		×			△	×	
4. IF1への法的な根拠・保護	○	×	×	○(表2)		○		
5. IF1への財政措置	○	×	×	○(表2)	×	○(表2)	×	×
6. 政府情報へのIF1のアクセス	○	△(表2)			○	○		
7. 財政ルール存在と、財政に関わる環境条件の整備 以下、IF1自体が備えるべき条件	○					×		
8. IF1の信頼性と客観性	○	○		○	×	○	○	
9. IF1の透明性と市民との良好なコミュニケーション	○					○		
10. 立法府に対するIF1のアカウンタビリティ	○					○		
11. IF1自身の活動についてのアカウンタビリティ	○			○		○		
12. 政治的に弱い場合、提言・助言を行わないこと	○(表1)	○(表1)	×	×	×	○	○	○(表1)
13. 舞台の表に出ないこと	○					不明	×	
点数化による総合得点 5/	12	-1	-6	4	-2	8	-1	-1

注

1/ 評価の段階は以下。○：条件が満たされている；△：○と×の間；×：条件が満たされていない。出典：OECD(2015)及び

表1・2と他の文献による筆者の判断。括弧()内は、判断の根拠を示す。

2/ 出典：上野(2013)。

3/ 出典：別な出典の明示が無い限り、出典はIMF(2013b, pp.24-30)。

4/ カナダに関する判断の主な根拠・情報はOECD(2015)。

5/ 単純に○は1点、△＝不明＝判定なし＝0点、×＝マイナス1点、として換算し、足し上げた値。

ある程度の客観性を得られるであろうが、現時点ではその保証はない。

従って以上の評価結果は、本小論の範囲内で当面妥当する結論であって、科学的・厳密に正しいと言うことはできない。

4. 結論

3節で得られた米国議会予算局型（CBO型）のIFIが望ましいという結論は、本小論の評価の範囲内では妥当な結論と思われ、日本へのIFI導入の望ましい形態をこの方向で検討を進めても良いように思える。

しかし、3節での評価にはいろいろ問題がある。又、評価の根拠として利用した表1・2も埋まっていないセルが沢山あり、又セルによっては文献・データだけでは決定できず、筆者が判断を下したものもある。このように不完全なものである。3節の最後で述べたように、この評価の結論は当面の結論であり、科学的・厳密な結論ではない。分析ではなく、評価を行うと、どうしても価値判断をせねばならない。これら判断の妥当性は、事前的には沢山の専門家の合意を得られるかどうかを検討し、事後的には判断結果が正しかったかどうかを何度も科学的に検証していくことで、検証していくしかないであろう。

このように、以上の結論は当面妥当する結論であり、科学的に妥当する結論ではない。日本が実際にIFIを導入する場合は、より厳密で正確な分析・評価を行う必要がある。更に、表3の条件3の“コンテクストへのIFIの適応性”を再度、検討する必要がある。即ち、望ましいと思われるCBO型というIFIは、日本の現状というコンテクストに適合するように、修正せねばならない。

参考文献

- 上野宏（2013）、「政府予算案分析のための独立財政機関とそれらの評価基準」、日本評価学会『日本評価学会第14回全国大会発表要旨収録』PP.173-1~176.2、pp.8、12月15日。
- （2014）「独立財政機関（IFIs）の活動内容とその評価」『日本評価学会第15回全国大会発表要旨収録』PP.233~236、pp.4、11月15日。
- Calmfors, Lars, and Simon Wren-Lewis (2011), “What should fiscal councils do?” *Economic Policy*, 27, pp.649-95.
- Hemming, Richard, and Philip Joyce (2013), “The Role of Fiscal Councils in Promoting Fiscal Responsibility,” in Marco Cangiano, Teresa Curristie, and Michel Lazare (eds.), *Public Financial Management and Its Emerging Architecture*, IMF, 2013.
- IMF (2013a), *The Functions and Impact of Fiscal Councils*, July 16.
- IMF(2013b), *Case Studies of Fiscal Councils – Functions and Impacts*, July 16.
- IMF(2013c), *Public Financial Management and Its Emerging Architecture*, April.
- OECD (2011a), “Parliamentary Budget Officials Network Survey Background Note,” Working Party of Senior Budget Officials, Public Governance Committee, Public Governance and Territorial Development Directorate, OECD, April..
- OECD(2011b), *Independent Fiscal Institutions*, August 31.
- OECD (2012), “Draft Principles for Fiscal Institutions, Annex: Draft Country Notes,” presented at the 33rd Senior Budget Officials Meeting, Reykjavik, June 7-8.
- OECD (2015), *Principles for Independent Fiscal Institutions and Country Notes*, a handout at 7th Annual Meeting of OECD Parliamentary Budget Officials and Independent Fiscal Institutions, April 16-17, Vienna.